

安全環境
報告書
2020



富士石油株式会社





目 次

ごあいさつ	1
企業理念、企業行動憲章	2
安全環境推進体制・安全環境基本方針	3
安全環境マネジメントシステム	4
1 安全衛生・保安管理システム	
2 環境マネジメントシステム	
ESGとSDGsについて	6
安全への取り組み	7
1 安全衛生・保安管理の充実	
2 安全活動	
3 緊急時の対応	
徹底した環境負荷低減への取り組み	16
1 製油所のインプット・アウトプット	
2 環境にやさしい製品供給	
3 地球温暖化対策	
4 大気汚染防止	
5 水質汚濁防止、水資源の節約	
6 化学物質の管理	
7 廃棄物の削減・リサイクル対策	
環境会計	22
地域社会への貢献・海外技術協力・生物多様性	23
1 地域社会への貢献	
2 海外技術協力	
3 生物多様性と環境保全	
コーポレート・ガバナンス	24
コンプライアンス	25

本報告書の対象について

- ◎対象期間
報告対象期間は、原則として2019年度（2019年4月～2020年3月）ですが、一部、暦年（2019年1月～12月）および2020年4月以降の活動も含みます。
- ◎対象範囲
富士石油株式会社本社および袖ヶ浦製油所

会 社 概 要

商 号	富士石油株式会社
本社所在地	東京都品川区東品川二丁目5番8号 天王洲パークサイドビル
設立年月日	2003年1月31日
資本金	244億6千7百万円
主要株主	(2020年3月31日現在) 株式会社JERA クウェート石油公社 サウジアラビア王国政府 出光興産株式会社 住友化学株式会社 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口) 日本郵船株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口) JXTGホールディングス株式会社 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9) ※JXTGホールディングス株式会社は、2020年6月25日付でENEOSホールディングス株式会社へ商号を変更しました。
従業員数	単独481名 連結678名 (2020年3月31日現在)
事業所	富士石油株式会社袖ヶ浦製油所
事業所所在地	千葉県袖ヶ浦市北袖1番地
事業内容	原油の輸入、石油の精製ならびに 石油製品および石油化学基礎製品の 製造、加工、貯蔵、輸出入および売買等
主要製品名	LPG、石油化学用ナフサ、ガソリン、 航空タービン燃料油、灯油、軽油、重油、 ノルマルヘキサン、ノルマルヘプタン、 混合キシレン、ベンゼン、 アスファルトピッチ

ごあいさつ

当社は1968年、前身である旧富士石油株式会社が千葉県の袖ヶ浦にて袖ヶ浦製油所の操業を開始して以来、「安全の確保と地球環境の保全」に全社をあげて取り組んでまいりました。

安全の確保として、袖ヶ浦製油所では、災害ゼロを目指し、より実践的に進化させたKY（危険予知）活動を中心に、高経年化設備の集中検査、IoT等最新技術の活用等の自主保安活動を実施し、継続的な改善を図っています。

地球環境の保全については、高効率機器の導入等による省エネルギーの推進、環境保全関連装置の安定運転、廃棄物の削減・再資源化、水資源の節約、化学物質の管理促進等の活動を行いながら、環境にやさしいバイオガソリンの安定供給を行っています。

また、地震や台風等の自然災害についても、設備の強じん化対策や非常用発電機の配備、事業継続計画に基づく各種訓練を継続して実施しています。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応については、従業員の健康を守るとともに、エネルギーの安定供給を堅持するため、感染予防・感染拡大防止のための各種対策を実施しています。

今後も、当社および協力会社の役職員が一体となって、内外の環境変化に柔軟に対応しつつ、当社が企業活動を行う上で最重要事項である「安全の確保と地球環境の保全」に最大限の努力を傾注してまいります。

こうした取り組みを今回、富士石油「安全環境報告書2020」に取りまとめましたのでご報告いたしますとともに、当社事業と活動へのご理解の程宜しくお願い申し上げます。

2020年8月



富士石油株式会社

代表取締役社長

柴生田 敦夫



1. 企業理念

当社は2013年10月1日付で旧AOCホールディングスと旧富士石油が合併し、新生富士石油となり、以下の4つの理念を制定しました。

- ・ エネルギーの安定供給
- ・ 安全の確保と地球環境の保全
- ・ ステークホルダーとの共存共栄
- ・ 活力に満ちた働きがいのある職場

2. 企業行動憲章

社会・経済が一段と複雑化し高度化する中で、企業は環境問題への取り組みを始めとしてあらゆる場面で公正かつ誠実な事業活動を行うという社会的責任が求められております。当社の社会的な信頼と評価を今後も継続していくため、グループ(当社および当社子会社)全役職員が取り組むべき「企業行動憲章」を2013年10月1日に制定しました。

・ 安定供給

石油製品等のエネルギー資源を安定的に供給することに努めます。

・ 安全操業および環境保全

無事故、無災害等安全操業に十分配慮して、良質な石油製品等の生産、エネルギー資源の開発に取り組むとともに、常に環境保全意識の向上を図り、自主的、積極的に環境問題に取り組めます。

・ 社会貢献

積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与するよう努めます。また、国際社会の一員として、各国、各地域の文化、宗教、慣習、言語を尊重し、各国、各地域の発展に貢献します。

・ 法規範の遵守

国内外の法令・規則を遵守するとともに社会倫理に則って良識ある行動をとります。

・ 反社会的勢力との関係遮断

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

・ コミュニケーションの確保

株主、取引先、地域の方々など、広く社会とのコミュニケーションを確保し、企業情報を積極的かつ公正に開示します。

・ 従業員の人格、個性の尊重

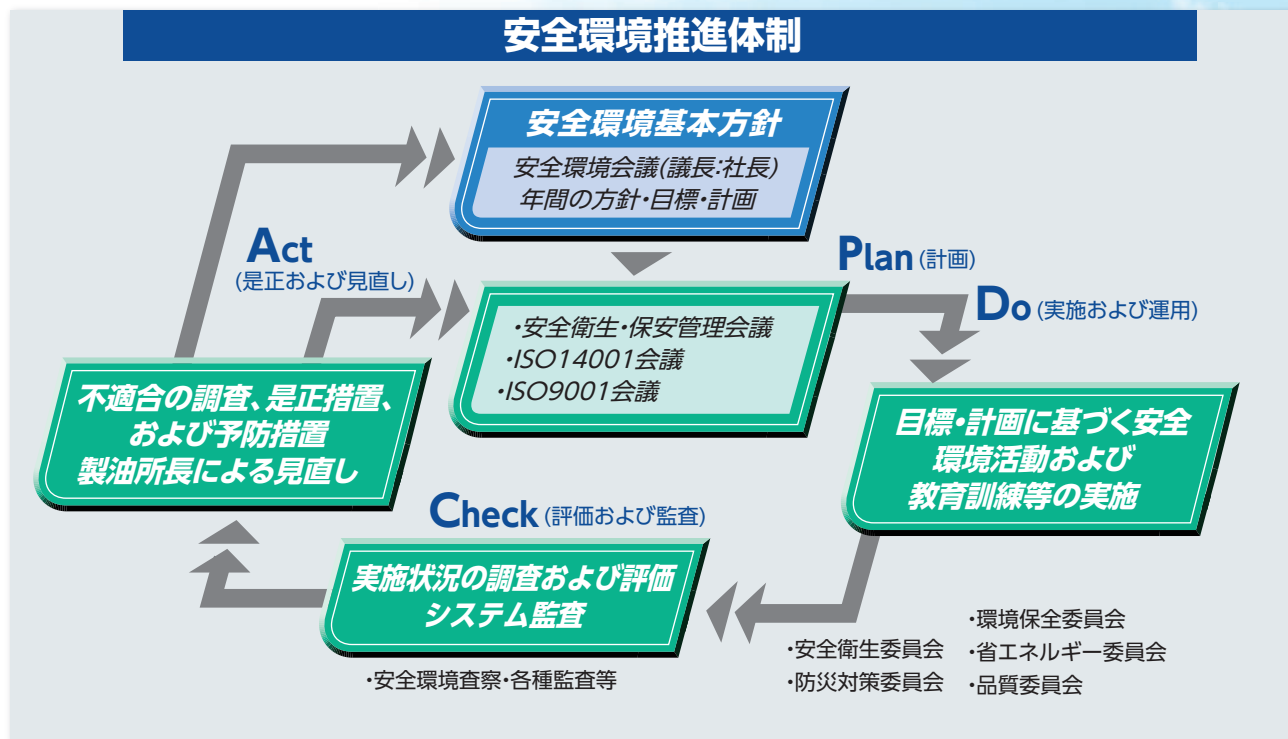
従業員の能力開発に努めるとともに、安全で働きやすい環境を確保し、従業員の人格、個性を尊重します。

・ 問題への対処

経営トップは、本憲章の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、関係者に周知徹底します。また、本憲章に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に表明し、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ確かな情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上で自らを含めた厳正な処分を行います。

安全環境推進体制

当社は、毎年3月に、社長を議長とする安全環境会議を開催し、当該年度の実績報告を行うとともに、安全環境に取り組む際の基本となる次年度の「安全環境基本方針」を定め、この方針に基づき年度の活動計画を立て、安全環境活動に取り組んでいます。



安全環境基本方針

2020年3月に開催された安全環境会議で、安全の確保と地球環境の保全の基本方針となる「富士石油 2020年度 安全環境基本方針」を以下のとおり定めました。

富士石油 2020年度 安全環境基本方針

当社は企業理念、企業行動憲章に則り、すべての事業活動において安全を確保し地球環境を保全することが、当社の社会的責務であるという認識のもと、以下のとおり安全環境基本方針を定める。

1. 安全の確保・地球環境の保全が最も重要な経営課題であると認識し、経営層の強いリーダーシップのもと、全社を挙げて安全環境文化の更なる醸成を図る。
2. 全役職員、その業務遂行に当たっては、法令遵守のもと、重大事故ゼロ・労働災害ゼロ・環境負荷低減を旨とする。
3. 当社従業員ならびに協力会社従業員の教育訓練を行い、協力会社と一体となって安全環境意識の一層の高揚を図る。
4. 第三者アセスメントの導入、IoT等最新技術の活用推進を含め、安全環境に係る活動を定期的に見直し、継続的改善を更に推し進める。
5. 巨大地震等自然災害に備えた防災・減災対策を推進する。

以上

安全環境マネジメントシステム

1 安全衛生・保安管理システム



製油所では労働安全衛生法に基づく安全衛生管理システムおよび高圧ガス保安法に基づく保安管理システムに関し、両システムの共通点が多いことから「安全衛生・保安管理システム」として共通部分については一体化して、組織的・継続的に安全衛生・保安管理の改善に取り組んでいます。このシステムが確実に運用されていることを確認するため、製油所内部での監査を年1回、本社による監査を年1回実施しています。製油所では以下の安全衛生方針と保安管理方針を策定し、安全衛生・保安管理システムのPDCA (Plan-Do-Check-Act) サイクルを回すことで継続的な改善を行っています。

また、高圧ガス保安法の「認定完成・保安検査実施者認定」、労働安全衛生法の「ボイラー等の開放検査周期に係る認定」で設備管理および保安管理の一定の技術要件を満たす事業者として認められ、装置の連続運転を行っています。

安全衛生方針

当所は、安全衛生への積極的な取り組みにより労働災害を発生させないことが最も重要であり、企業の社会的責務であるという認識のもと、以下のとおり安全衛生方針を定める。

1. 当所は、当社の企業理念である「安全の確保と地球環境の保全」及び「活力に満ちた働きがいのある職場」を行動の規範とし、労働災害ゼロを達成する。
2. 当所は、事業活動における安全衛生上の検討を充分に行ない、危険有害要因を特定し、事故・労働災害ゼロを達成するため安全衛生管理システムを継続的に改善する。
3. 当所は、良好なコミュニケーションのもと、従業員の健康の増進、快適な職場環境形成の促進及び安全衛生水準の向上を図る。
4. 当所は、労働安全衛生法、関係法令等を遵守することはもとより、必要な自主基準を設定し、実践する。
5. 当所は、この安全衛生方針を達成するために具体的な安全衛生目標、並びに安全衛生計画を策定し、実行する。これらは定期的に見直す。
6. この安全衛生方針は、全従業員及び関係者に周知するとともに、社外へも公表する。

平成29年 6月 28日
富士石油株式会社袖ヶ浦製油所
製油所長 八木 克典

保安管理方針

当所は、保安管理への積極的な取り組みにより、保安事故ゼロの達成が最も重要であり、企業の社会的責務であるという認識のもと、以下のとおり保安管理方針を定める。

1. 当所は、当社の企業理念である「安全の確保と地球環境の保全」を行動の規範とし、安全文化の更なる醸成を図り安定運転、保安事故ゼロを達成する。
2. 当所は、事業活動が社会的責任を求められていることを認識し、事故・トラブルを撲滅するために検査の充実、第三者アセスメントの導入、IoT等最新技術の活用を推進を図り保安管理システムの継続的改善を行う。
3. 当所は、製造工程、設備、運転等における保安に影響を与える危険源を特定し、そのリスクの軽減を図る。
4. 当所は、高圧ガス保安法及び関係法令等を遵守することはもとより、必要な自主基準を設定し、実践する。また各種教育訓練を通じ、協力会社と一体となった安全環境意識の高揚を図る。
5. 当所は、保安管理方針を達成するために具体的な保安管理目標、並びに保安管理計画を策定し、実行する。これらは定期的に見直す。
6. 巨大地震等自然災害に備えた防災・減災対策を推進する。
7. この保安管理方針は、全従業員及び関係者に周知するとともに、社外へも公表する。

2020年 4月 1日
富士石油株式会社袖ヶ浦製油所
製油所長 八木克典

2 環境マネジメントシステム



製油所では、環境マネジメントシステムを構築し、このシステムの国際規格であるISO 14001の認証を取得、組織的・継続的に環境改善に取り組んでいます。

社内の監査員による年1回の監査を実施し、また、外部の審査員による年1回の審査を実施してシステムが適切に運用されていることを確認しています。

ISO 14001は、2015年に大幅な規格の改正が行われました。2017年2月に(一財)日本品質保証機構(JQA)による定期外部審査に合わせ移行審査も受け、今までと同様に適切に運用されていることが確認され、ISO14001:2015での運用を行っております。製油所では以下の環境方針を策定し、環境マネジメントシステムのPDCA(Plan-Do-Check-Act)サイクルを回すことで継続的な改善を行っています。

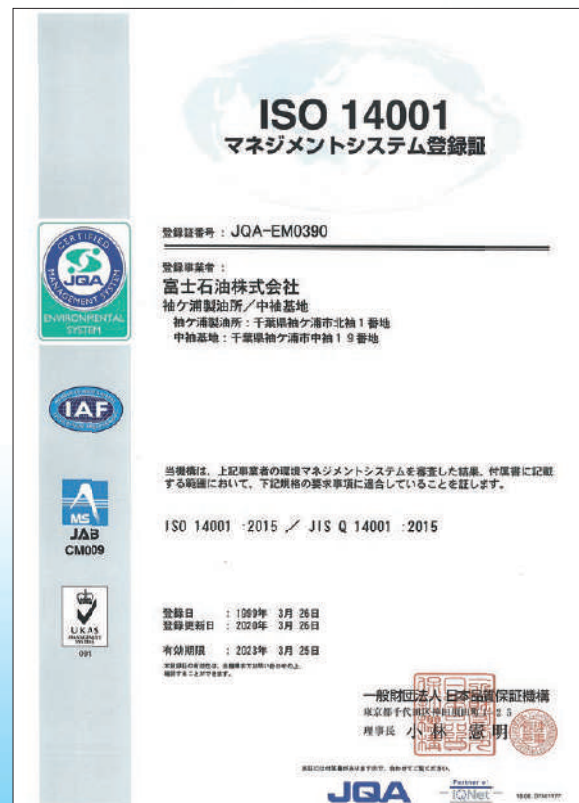
環 境 方 針

当所は、環境保全への積極的な取り組みが企業の社会的責務であるという認識のもと、地球環境の保全に貢献すべく、以下のとおり環境方針を定める。

1. 当所は、当社の企業理念である「安全の確保と地球環境の保全」を行動の規範とし、環境にやさしい製品の供給、環境保全装置の安定運転等により地域及び地球環境の保全に取り組む。
2. 当所は、事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷低減を図るために環境マネジメントシステムを継続的に改善する。
3. 当所は、環境の汚染を予防するために資源とエネルギー消費の節減、並びに有効利用に努める。
4. 当所は、環境に関する法令、協定等を遵守することはもとより、必要な自主基準を設定し、実践する。
5. 当所は、この環境方針を達成するために、具体的な環境目的及び目標、並びに活動のプログラムを策定し、実行する。これらは定期的に見直す。
6. この環境方針は、全従業員及び関係者に周知するとともに、社外へも公表する。

平成29年6月28日

富士石油株式会社袖ヶ浦製油所
製油所長 八木 克典



ISO14001マネジメントシステム登録証

■ 認証取得日 1999.3.26

■ 認 証 機 関
(一財)日本品質保証機構(JQA)

ESGとSDGsについて

当社は、社会の一員としての責任を果たすため、ESGの諸課題に対して従来より質の高い取り組みを目指し、実行しています。

環境 (Environment)
社会 (Social)
ガバナンス (Governance)

地球環境の保全やステークホルダーとの共存共栄は当社の企業理念として実践するところであり、今後ともSDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) が目指す持続可能な社会の実現に向けて貢献できるような事業活動に努め、企業価値の向上を図ってまいります。



重要課題	具体的な取り組み	掲載ページ
E ● 環境負荷低減 ● 廃棄物の削減	徹底した環境負荷低減への取組み ● 環境にやさしい製品供給 ● 地球温暖化対策 ● 大気汚染防止 ● 水質汚濁防止、水資源の節約 ● 化学物質の管理 ● 廃棄物の削減・リサイクル対策	16～21ページ
S ● エネルギーの安定供給 ● 労働安全衛生 ● ステークホルダーとの共存共栄	安全への取組み ● 安全衛生・保安全管理の充実 ● 安全活動 ● 緊急時の対応 地域社会への貢献・海外技術協力・生物多様性	7～15ページ 23ページ
G ● ガバナンス ● コンプライアンス	● コーポレート・ガバナンス体制実践 ● コンプライアンスの推進	24～25ページ

安全への取り組み

1 安全衛生・保安管理の充実



(1) 安全衛生・保安管理活動項目

製油所では多量の可燃物を扱っており、災害発生防止のため、日々、運転監視、現場パトロール、設備点検、検査、補修、安全教育等を実施しています。

安全衛生方針、保安管理方針のもと、「2020年度 安全衛生・保安管理計画」を作成し、PDCAサイクルを回すことで継続的な改善を行っています。

2020年度の主な活動項目は以下のパワープレイ総点検、安全作業指導員による安全活動、安全小冊子配布等があります。また、KY(危険予知)活動に関しては、より実践的なKY活動へと進化させ、危険感受性を高めるべく活動しています。また、非定常時の安全性評価は、2013年度からリスクレベルを考慮し実施しています。

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ●安全衛生・保安管理システムの推進 ●安全活動 <ul style="list-style-type: none"> ・パワープレイ総点検 ・安全作業指導員 ・安全小冊子の配布 ・基本を守る運動(無事故・無災害キャンペーン) ・あいさつ運動 ・安全性評価、変更管理 ・非定常時の安全性評価 ・ヒヤリ・ハット事例の発掘と水平展開 ・事故・トラブル事例および外部事故情報の活用 ・KY(危険予知)活動 | <ul style="list-style-type: none"> ●安全教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・安全関係法令教育 ・安全体感教育 ●協力会社との安全ミーティング ●防災訓練の実施 |
|--|---|



無事故・無災害キャンペーンシール
(無事故・無災害を達成するため「無事故・無災害キャンペーン」を全員参加で継続しています)



八木製油所長訓話
(2020年7月 全国安全週間)



あいさつ運動ワッペン
(2009年11月から始めたあいさつ運動は11年目を迎え継続中です)

(2) 安全の日、事故を風化させない取り組み

当社では、安全防災に努める趣旨で「安全の日」を定めています。「安全の日」には、社長訓話、総合防災訓練、事故を風化させない取り組みとして過去に袖ケ浦製油所で発生した事故のパネル展示、外部識者を招いて「安全の日」講演会を実施しています。



社長訓話



総合防災訓練



「事故を風化させない取り組み」パネル展示



「安全の日」講演会

(3) 社長・役員による製油所安全環境巡視

社長・役員による製油所安全環境巡視を2019年度は7月に実施しました。

2019年度は小規模定期修理工事や設備投資工事等の安全管理・環境管理状況の現場巡視を実施し、社長講評を行いました。



現場巡視



社長講評

(4) グループ環境安全点検

毎年、製油所では、出光興産(株)、東亜石油(株)、昭和四日市石油(株)および西部石油(株)の専門部署等からの来所者が点検者となり、第三者の視点で製造現場や出荷設備等の環境安全点検を実施しています。その結果は、全体会議で社長以下関係者へ直接報告され、指摘事項に対する改善処置や類似箇所への水平展開を行っています。

本取り組みは、東亜石油(株)、昭和四日市石油(株)および西部石油(株)の各製油所でも実施され、相互に良い点は参考とし、不具合点は改善し、保安レベルの向上を図っています。



環境安全点検風景



全体会議

(5) TPM活動での安全への取り組み

TPMは、Total Productive Maintenanceの略で「全員参加の生産保全」活動です。TPM活動は、人と設備の体質改善を行い、生産システムを効率化することで災害・不良故障等、あらゆるロス・ムダを排除し安全で安定した運転を確保する活動です。

製油所では「安全環境基本方針」を基に、「安全衛生方針」および「保安管理方針」から具体的な活動に落とし込む手法としてTPM活動を活用しています。TPMでは従来のライン組織に加え、部門の異なるメンバーからなるTPM部会を組織し、部署横断的な懸案事項に対処しています。統括推進会議は、TPM活動における方向性の決定、推進指導等を行います。2017年10月にTPM活動パートVをキックオフし、活動方針の筆頭に「事故・労働災害ゼロの達成」を掲げています。「安全・安心づくり部会」は、安全関連の部会として安全活動を推進しています。2019年度の安全活動として、「事故・重トラブルゼロ活動」、「安全文化向上活動」、「環境事故ゼロ活動」および「環境文化向上活動」を展開し、自主安全活動としてリスクマネジメント、KY(危険予知)活動、ヒヤリ・ハット活動等に取り組んでいます。

また、安全体感教育等を通じて社員および協力社員の安全意識の高揚を図るとともに、作業環境を改善し協力会社と一体となって労働災害およびプロセストラブルをゼロとする安全活動を展開しています。

これらの取り組みの成果は、課診断、製造部各シフトのトップ診断等で確認し、TPM活動成果発表会で所内周知を図っています。



トップ診断(製造部)

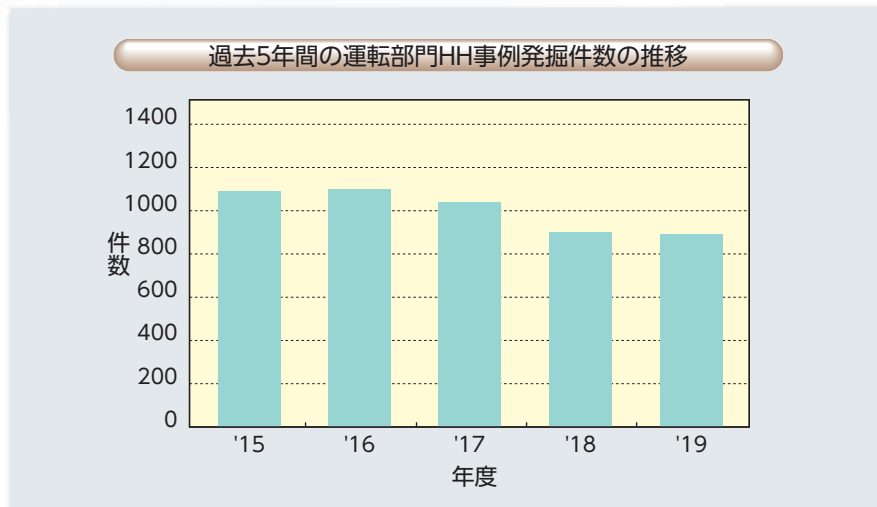


TPM活動成果発表会
(安全環境活動等、各課の年度報告)

(1) ヒヤリ・ハット(HH)事例の発掘と水平展開

日常活動の中で「ヒヤリ」としたり「ハット」としたような経験や、潜在的な危険源を見つけた場合にヒヤリ・ハット事例として報告することで、作業マニュアルや設備を改善し、リスクの低減を図っています。また、社員および協力会社員に潜在的、顕在的な危険源を周知し、改善することにより災害の発生を未然に防ぐ活動を行っています。

下図に示すように常時、ヒヤリ・ハット事例の発掘を行い、水平展開をしています。2019年度は、製油所の運転部門で顕在(体験事例)・潜在(気がかり事例)ヒヤリ・ハット事例893件を発掘し、災害発生の防止に成果をあげています。



(2) パワープレイ総点検

製油所の安全対策の一環として、製油所長以下製油所の事務部門を含めた社員全員による装置の安全点検を毎月1回行っています。この活動は、サッカーやアイスホッケーでゴールキーパーを含めた全員で攻撃することにちなんで、製油所員全員で装置を点検する意味を込めて「パワープレイ総点検」と名付けました。パワープレイ総点検は、2つの班(安全パトロール班、設備安全活動班)に分かれて総点検を行っています。安全パトロール班は、点検する装置の運転に直接関わらない部署員による違った目で点検することにより、運転員では慣れ等で見過ごして不具合に発展する可能性のある状態等を抽出し、対処するようにしています。

また、所長自ら安全パトロールを行っています。



パワープレイ総点検開始前のゼロ災コール



所長パトロール
(安全パトロール班)

(3) 安全作業指導員

「社員および協力会社の労働災害を撲滅する」という目的で、2011年度より導入した安全作業指導員による指導は10年目に入り、定着しています。

安全作業指導員は、毎日午前および午後の2回作業現場をパトロールし、摘出された危険源を各セクションに日報として報告するとともに、製油所幹部にも報告し、危険源の対策を確実に進めることで安全の向上に貢献しています。

また、協力会社による率先した安全活動を良い事例としてまとめ、協力会社へ発信することにより協力会社の安全意識の向上を促しています。



安全作業指導員による
協力会社員の指導

(4) 基本を守る活動（安全小冊子の配布）

安全はルールを確実に守ることが基本とされています。当社でも過去に発生した労働災害事例を解析したところ、「守られるべきルールが守られていない」ために生じた労働災害が大半を占めているということが分かりました。

そこで、製油所内で遵守すべき基本ルールを分かりやすく安全小冊子にまとめ、これらを「社員向け安全の心得」および「協力会社向け安全作業心得」として発行し、社員および協力会社員へ周知しています。

特に協力会社に対しては、新規入構者全員に「協力会社向け安全作業心得」を配布し、入構時の教育等に活用することにより労働災害防止に役立てています。2011年から配布した「協力会社向け安全作業心得」は既に50, 200部に達しています。



(5) 安全体感教育

日頃体験できない職場に潜む危険を、実際に体感することで、各職場での安全意識を更に高めることが出来ます。

《ポイント》 ☆ 聞いただけでは忘れる ☆ 見たものは理解する ☆ 体験したものは忘れない

製油所では、社員および常駐協力会社員が参加して外部講師による「安全体感教育」を受講しています。この教育は2007年から開始し、2019年4月に第13回目を実施しました。

安全体感教育項目は以下の4項目です。

1. 高所危険体感 2. 回転危険体感 3. 玉掛け作業危険体感 4. 電気危険体感



高所危険体感
(墜落制止用器具でのぶら下がり体感)



玉掛け作業危険体感
(手指挟まれ体感)

(6) 協力会社との連携

製油所では構内の建設・補修工事を協力会社と連携して行っています。労働災害を防止するために安全衛生協力を組織し、定例会、定期パトロール、安全教育等を行っています。

また、年間を通じて無事故・無災害キャンペーンの他、常駐協力会社との安全ミーティングや安全荷役キャンペーン(安全荷役コンテスト表彰式)等の活動を協力会社とともに実施するなど、協力会社と一体となった安全活動に取り組んでいます。

【無事故・無災害キャンペーン】

- | | | |
|-------|-----|---|
| 2019年 | 4月 | 指差し呼称の徹底、保護具着用の徹底 |
| | 5月 | 安全な作業環境の徹底、クレーン、ユニック車の確実な操作、構内交通ルールの順守の徹底 |
| | 6月 | 安全な作業環境の徹底、転倒防止の徹底、保護具着用の徹底 |
| | 7月 | 熱中症対策、指差し呼称の徹底 |
| | 8月 | 熱中症対策、電気器具安全確認の徹底 |
| | 9月 | 熱中症対策、構内交通ルール遵守 |
| | 10月 | 健康の確保・増進、保安意識の高揚及び活動の促進、ハラスメントの無い職場の徹底 |
| | 11月 | 火気取り扱い状況の確認、自然災害への対応の重要性確認 |
| | 12月 | 転倒防止の徹底、快適職場環境の更なる構築 |

- | | | |
|-------|----|--------------------------|
| 2020年 | 1月 | 上下作業無し確認、ポケットに手を入れての歩行禁止 |
| | 2月 | 構内交通ルール遵守(右側通行)、転倒防止の徹底 |
| | 3月 | 火気取り扱い状況の確認、指差し呼称の徹底 |

※ 新規入構者全員に「協力会社向け 安全作業心得」の配布



常駐協力会社との安全ミーティング



安全荷役コンテスト表彰式

(7) 労働災害の発生状況とKY(危険予知)活動

過去5年間の製油所構内での度数率と強度率(*注1)は右図のとおりです。

2019年度は、無事故・無災害キャンペーン・KY活動・ヒヤリハット活動・安全作業指導員制度・パワープレイ総点検等の安全活動を実施したものの、協力会社員1名に休業災害が発生しました。

事故発生の原因究明と、徹底した再発防止対策を行うとともに、各安全活動を確実に実行することにより、事故ゼロ・労働災害ゼロを目標に活動を行っています。

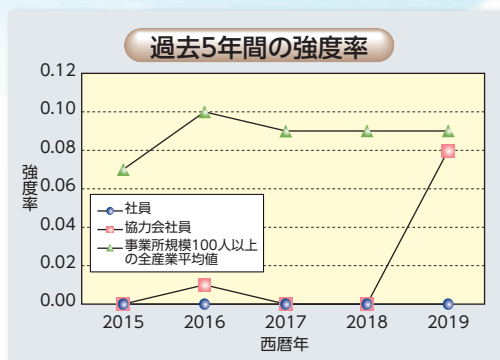
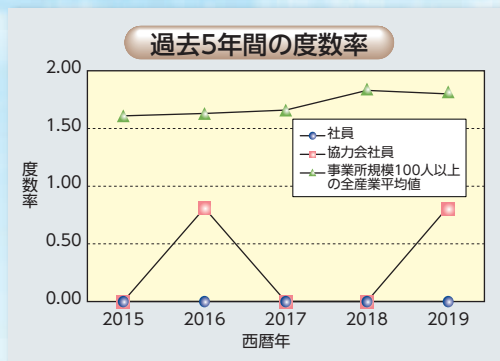
KY活動は2011年度に「KY活動再構築」を開始、2015年度から社員による内制化(自主活動)を実施し、2017年度に社員2名が中央労働災害防止協会の「公認KYTインストラクター」の資格を取得しました。所内への更なる定着及び、より実践的なKYにするために、当社独自のKY方式(3分～5分実践)を考案し活動を継続しています。



KY活動(問いかけKY)



KY活動(KY4ラウンド法)



(*注1)

度数率と強度率は、厚生労働省が災害の発生状況进行评估する際に使用している指標

度数率(災害発生の頻度)=労働災害による死傷者数÷延べ実労働時間数×1,000,000

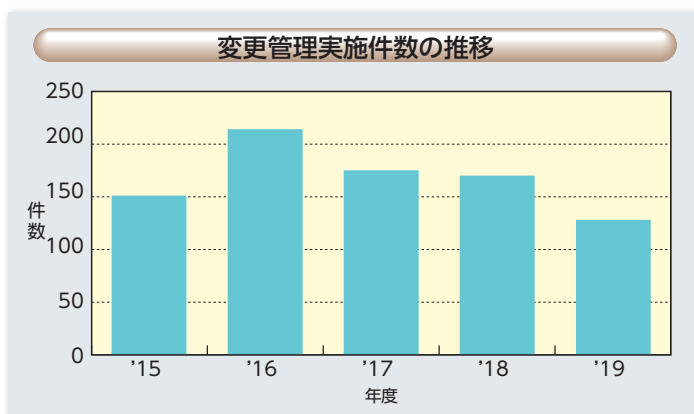
強度率(災害の重さの程度)=延べ労働損失日数÷延べ実労働時間数×1,000

(8) 安全性評価と変更管理

大規模な新設工事時の安全性評価、5年に1回の既設設備の安全性評価を実施しています。また、設備改造、運転方法の変更、作業手順の変更等を行う場合には変更管理を実施し、事故等の発生を未然に防止しています。

設備等の変更は、設備を停止する定期修理工事時に集中するため、その前年の2016年度は、変更管理実施件数が大幅に増加しました。

さらに、2013年度から非定常作業時の安全性評価を、バッチHAZOP手法により計画的に実施しています。



(9) 定期修理工事の安全対策

製油所では4年に1度の大規模定期修理工事と、その中間年に2年連続運転装置の小規模定期修理工事を行っています。その定期修理工事を、無事故・無災害で完遂するため、各種安全活動を実施しています。

協力会社の士気を高め、協力会社と富士石油との結束力を強固にし、また安全意識の高揚を図ろうと「協力会社朝礼への所長・副所長参加」を2017年から開始し、2019年も実施しています。

- 安全大会(労働基準監督署長講話)
- 工事協力会社への安全説明会
- 工事協力会社の安全プレゼンテーション
- 各種安全パトロール
- 定期修理前の体感研修
- 先取りKY(危険予知)
- 予定外作業の禁止の徹底
- 過去定期修理工事期間中のHH事例周知
- 外部事故情報の類似事例周知
- 協力会社朝礼への所長・副所長参加

(1) 陸上災害への対応

自衛防災組織と陸上共同防災組織

不測の災害発生に備えて、自衛防災組織および陸上共同防災組織により大型化学高所放水車、甲種普通化学消防車、泡原液搬送車などの消防資機材を常備し万全の防災体制をとっています。

非常時の防災マニュアルを整備するとともに、総合防災訓練、防災団防災訓練、連絡訓練などを行い、防災体制の充実に努めています。

更に、近隣事業所や地元消防本部とも連携を深め、定期的な訓練も実施しています。



一斉放水訓練

大容量泡放射システム共同配備

2003年に北海道で発生した大規模(長周期)地震で、北海道内の製油所において浮屋根式屋外貯蔵タンクの屋根が沈み貯蔵していた石油が炎上する事故があり、発生から鎮火まで約44時間を要しました。

これを教訓として石油コンビナート等災害防止法が2005年12月に改正され、直径34m以上の浮屋根式タンクを持つ事業所は、2008年11月までに大容量泡放射システムを備えつけることが義務付けられました。

当社を含めた近隣の配備対象5事業所は「京葉臨海中部地区共同防災協議会」を組織し、各事業所と連携を図り、2008年11月に当社中袖石油備蓄基地に大容量泡放射システム共同配備を完了しました。

同協議会構成事業所のいずれかへの搬送設置訓練を毎年1回、また各社防災要員の教育・訓練を毎年2回行い、大規模災害に備えています。

当社製油所においては2018年12月に搬送設置・放水訓練を実施しました。



大容量泡放射システムによる実放射訓練

豪雨対策への取り組み

近年、多発する台風やゲリラ豪雨等に備え、製油所では対応策を検討しています。2020年度は、装置エリアに降った雨水を一時的に貯蔵する雨水タンクの能力を増強する予定です。また、大雨が予想される場合に所内の排水能力を更に高めるため、持ち運び可能な排水移送用のウェルディングポンプを事前配備します。

引き続き更なる強じん化対策の検討を継続しております。

(2) 地震・津波対策

2011年3月11日に発生した東日本大震災では、地震後に製油所内の全ての設備について詳細な点検を実施した結果、異常がないことを確認できたため、装置を停止することなく操業を継続し、被災地向けの燃料油の出荷等、迅速に対応しました。

首都直下地震等巨大地震に備え、石油製品の安定供給を果たすために事業継続計画(BCP:Business Continuity Plan)を制定しています。また経済産業省の委託事業の「産業・エネルギー強じん性確保調査事業」により巨大地震発生時の製油所への影響を調査し、2014年度から必要な耐震補強工事等を実施中です。なお、当製油所では所内に設置している地震計により地震の加速度が150ガル以上となった場合には全装置が自動停止し、自動放圧するシステムとなっています。

毎年、巨大地震を想定した総合BCP訓練を実施しています。2019年度は、資源エネルギー庁の系列BCP格付け審査委員会による格付け評価で、「S」評価(最高評価)を獲得致しました。

津波対策については、津波警報を受信した場合には、直ちに構内放送で全ての工事や作業を中断し、全社員、全協力会社員の避難を呼びかけます。そして大津波警報を受信した場合には、津波対策本部を設置して対応を行います。

津波防災の日には、安否確認訓練、非常用発電機の試運転、ドラム缶出荷設備取扱い訓練、衛星電話の通話テスト等を行っています。



ドラム缶出荷設備取扱い訓練



地震計に連動した装置自動停止システムを備えた統合計器室



総合BCP訓練

(3) 海上油濁防止対策

万一の流出油災害に備え製油所各設備の周りには防油堤、海上流出等を防止するための流出油防止堤を設け、更にタンクヤード内には流出油検知器を設置し、早期発見に努めています。本船(タンカー)着岸時には、ターミナル荷役責任者(本船の状況や気象・海象を熟知した責任者)による指揮下、徹底した安全確認を実施しています。

また、海上流出油対応として油濁防除資機材を確保し、防災船を配備するとともに、近隣各社と海上共同防災組織をつくり相互援助体制を確立しています。

大規模な流出油事故への対応として、石油連盟が「大規模石油災害対応体制整備事業」の一環として開催する油濁対応専門家養成研修に当社員を派遣し、緊急時に備えた油濁対応の専門家を養成しています。



油濁対応専門家養成研修

徹底した環境負荷低減への取り組み

1 製油所のインプット・アウトプット »

当社は、原油受入、製品生産、製品出荷等の生産活動全工程において環境負荷が最小となるよう対策を行っています。下図は、環境負荷低減対策全体図を示しています。この中で製油所の主要なインプット(総投入エネルギー量、総物質投入量)およびアウトプット(総製品生産量、総排出・廃棄物量)を記しています。また、各アウトプットに対する環境負荷低減対策を示します。各環境負荷低減対策の詳しい内容については、次ページ以降に説明致します。

製油所の主要インプット・アウトプットと環境負荷低減対策の関係(2019年度実績)

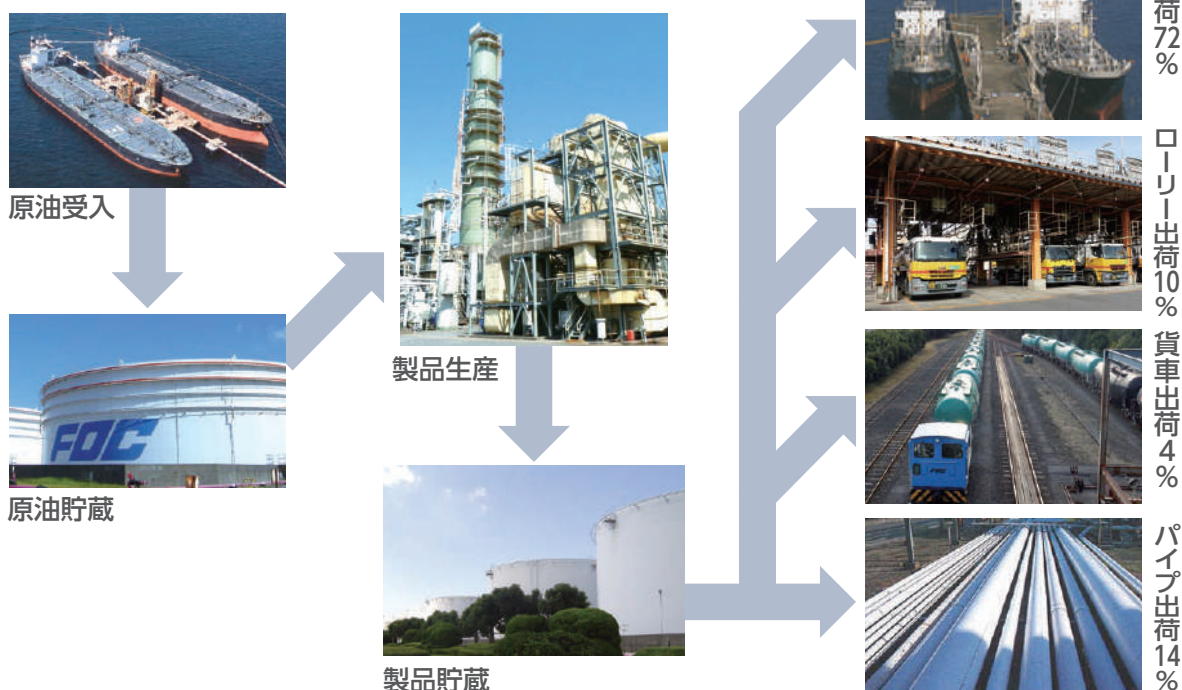
インプット	製油所 (生産活動)	アウトプット	アウトプットに対する 環境負荷低減対策
電力 4,047万kWh/年 原油およびその他基材等 841万kL/年 工業用水 907万t/年	・原油受入 ・原油貯蔵 ・製品生産 ・製品貯蔵 ・製品入出荷	製品出荷数量 805万kL/年(注)	製品の環境対策 脱硫、バイオETBE配合等
		CO2排出量 155万t/年	地球温暖化対策 省エネルギー
		SOx排出量 1,266 t/年	大気汚染防止対策 排煙脱硫・脱硝装置
		NOx排出量 827 t/年	低硫黄燃料使用 電気集塵機等
		ばいじん排出量 59 t/年	
		COD排出量 45 t/年	水質汚濁防止対策 凝集沈殿処理装置
		全窒素排出量 36 t/年	微生物水処理装置 活性炭吸着処理装置等
		PRTR法対象物質 54 t/年	化学物質管理
		廃棄物最終処分量* 0t/年	廃棄物の削減・リサイクル

(注)貯蔵等により「原油およびその他基材」と「製品出荷数量」は一致しない。

*廃棄物最終処分量とは、産業廃棄物の再資源化ができず埋立処分した量

(参考) 製油所の生産活動(原油受入から製品出荷まで)

中東等から原油を輸入して精製設備により製品を生産し、石油製品等はタンカー、タンクローリー、貨車等で全国各地に出荷されています。また、一部の石油製品は海外に輸出されています。



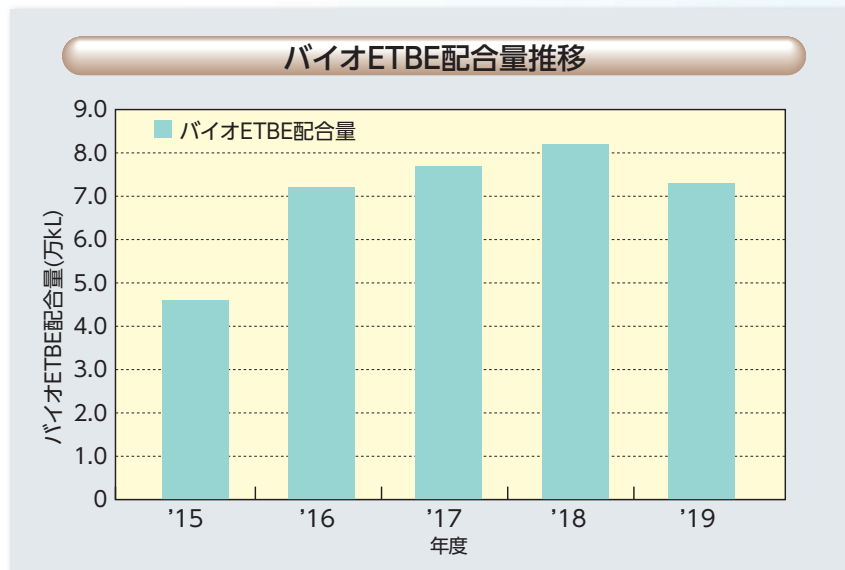
2 環境にやさしい製品供給



当社は、製品使用時に環境負荷が少ない製品の供給に取り組んでいます。硫黄酸化物(SOx)、窒素酸化物(NOx)、粒子状物質(PM)の更なる低減、地球温暖化対策(CO2削減)のため、ガソリンおよび軽油のサルファーフリー化(硫黄分10ppm(質量)以下)の設備対応を行い、法規制に先駆け2005年より供給を開始しました。

また、地球温暖化防止に向けた政府の対策に対応し、植物生まれのバイオエタノールと石油系ガスのイソブテンで合成した「バイオETBE」を配合したレギュラーガソリンの供給を2010年から、プレミアムガソリンの供給を2016年から開始しています。

下記のグラフはバイオETBEのガソリンへの配合量を表しています。



2008年4月に商業運転を開始した第2流動接触分解装置は環境に配慮した設計となっており、ばいじん、窒素酸化物(NOx)の排出量を大幅に抑えた運転を行っています。当社は、第1・第2流動接触分解装置と減圧残油熱分解装置との組み合わせで、重質油を分解してガソリン、灯油、軽油等を製造し、資源の有効利用を進め、高硫黄C重油を殆ど生産しない製油所となっています。

なお、2017年3月末付けにて減圧残油熱分解装置の設備能力を日量3千バーレル増強し、日量33千バーレルに変更したほか、2017年6月末付けにて第2流動接触分解装置の設備能力を日量3千バーレル増強し、日量24千バーレルに変更しており、より一層の環境改善に努めています。



第2流動接触分解装置



減圧残油熱分解装置

2020年1月から開始した船用向け燃料油の硫黄分規制に対応した船用低硫黄重油の出荷を規制前の2019年10月より開始しています。

3 地球温暖化対策

地球温暖化を防止するためには省エネルギーを推進し、二酸化炭素(CO₂)の排出を削減しなければなりません。当製油所では常に設備の高効率化、熱回収率の向上、高度制御の導入などを行うことにより省エネルギーを推進しております。

(1) 省エネルギー実施状況

石油連盟は2010年度に低炭素社会実行計画を策定し、2010年度以降の省エネルギー対策により、2020年度において原油換算53万kLの省エネルギー対策量を達成することを目指しています。当社ではこの低炭素社会実行計画に対応するため、第2流動接触分解装置のパワーリカバリータービン発電設備を建設し、2015年度より運転を開始しています。更に、2017年度からアスファルトピッチを燃料とする自家用ボイラー・タービン発電設備の本格的な運転を開始しています。

これらにより、2020年度における当社の省エネルギー目標値を先行して達成しました。

石油連盟では、2020年以降の温暖化対策に関する国内外の議論の高まりや、日本経団連からの呼びかけを踏まえ、2030年度を目標年次とする低炭素社会実行計画(フェーズII)を策定しています。これは、現在の取り組みの継続性を考慮した製油所の省エネルギー対策に関する目標として、2030年度において原油換算100万kL分のエネルギー削減量の達成に取り組むことを掲げています。当社においても、発生する熱の更なる有効利用や高効率機器の導入などを検討・実施することで省エネルギー対策を継続的に推進し、この計画に対応していきます。

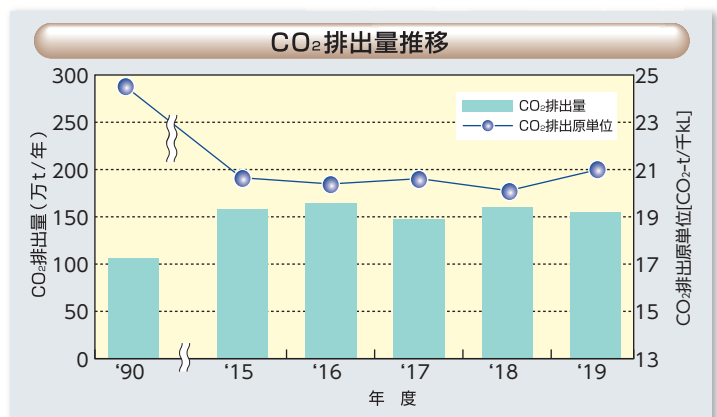
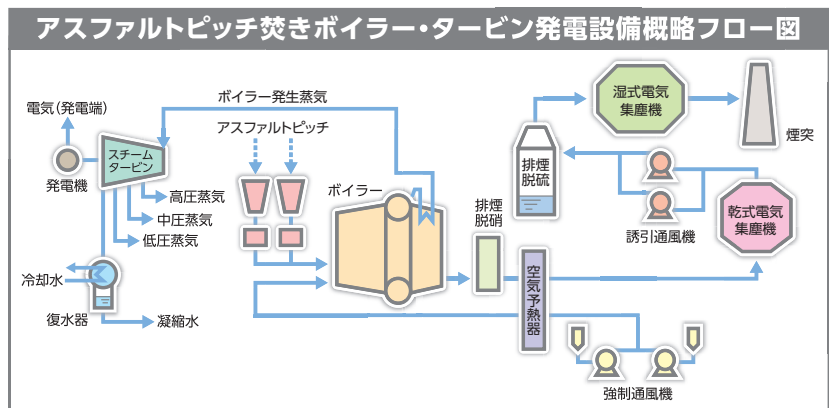
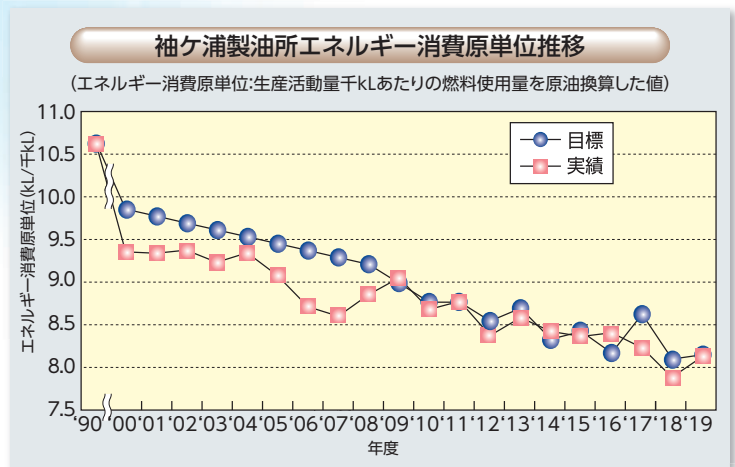
(2) 温室効果ガス排出量

燃料・電力・蒸気等のエネルギーの消費に伴い、製油所で排出するCO₂は右のグラフに示すとおりとなっています。省エネルギーの推進によりCO₂排出削減に努めています。

(3) 太陽光発電によるクリーンなエネルギー供給

当社子会社である富士臨海(株)は、当社の中袖原油備蓄基地内の遊休地を利用した太陽光発電事業(発電能力:1000kW)を行っています。これにより、クリーンなエネルギー供給を行い、当社グループとして環境負荷低減に貢献しています。

中袖基地内遊休地を利用した太陽光発電事業
(2014年6月竣工・送電開始)



4 大気汚染防止



製油所のボイラーや加熱炉などから発生する、大気汚染物質とされる硫黄酸化物(SOx)、窒素酸化物(NOx)、ばいじんおよびタンク・出荷設備から発生する揮発性有機化合物(VOC)の排出を抑制するために各種の環境対策を行っています。

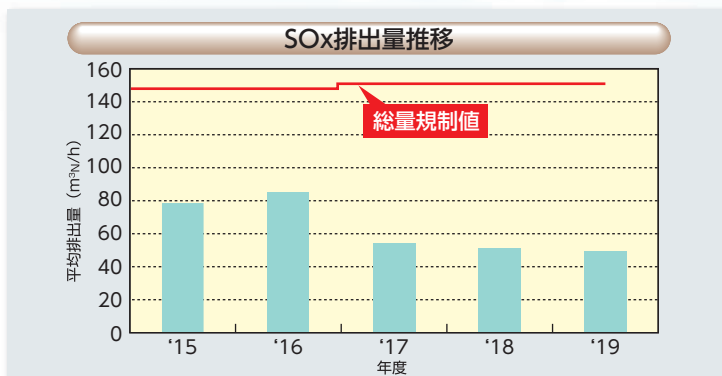
精製過程で除去された硫黄分は、液体硫黄として回収し、窒素分は液化アンモニアとして回収して製品出荷しています。

(1) 硫黄酸化物(SOx)対策

製油所のボイラーや加熱炉から発生するSOxを削減するため、燃料として各装置から副生する硫黄分の少ない石油精製ガスを主体に使用しています。更に燃焼排ガス中のSOxを排煙脱硫装置で除去し、2019年度の年間平均排出量を総量規制値(2017年度から装置の新設等で総量規制値が変更)の33%に抑制しました。



硫黄回収装置

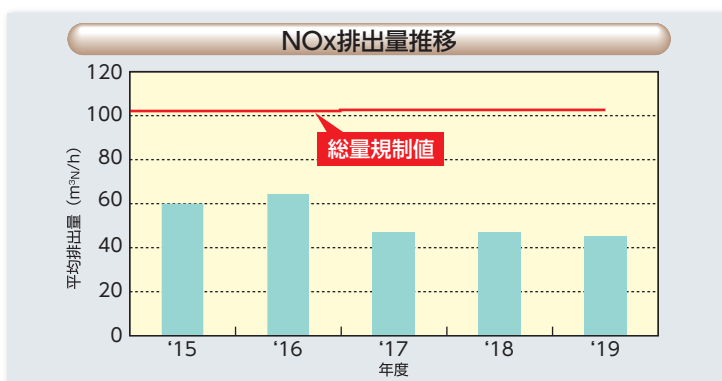


(2) 窒素酸化物(NOx)対策

製油所のボイラーや加熱炉から発生するNOxを削減するため、排ガス量の多い大型ボイラー等には排煙脱硝装置を設置し、その他の加熱炉等には低NOxバーナー、二段燃焼などにより燃焼方法を改善することで対応してきました。その結果、2019年度の年間平均排出量を総量規制値(2017年度から装置の新設等で総量規制値が変更)の44%に抑制しました。



COボイラー排煙脱硝装置

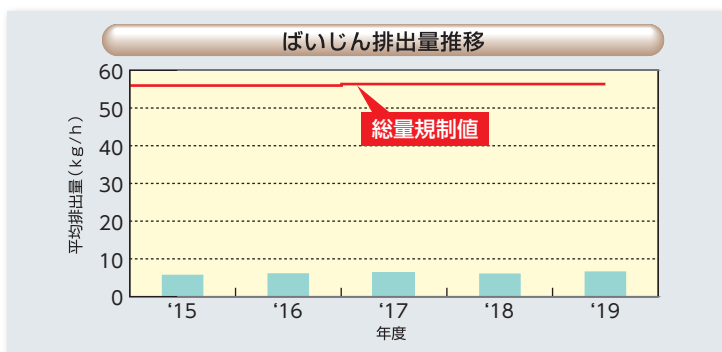


(3) ばいじん対策



10号ボイラー発電所の
乾式電気集じん機

製油所では各装置から副生する石油精製ガスを主とする良質燃料を使用するとともに、電気集じん機やサイクロンによりばいじんの排出防止に努めており、2019年度の年間平均排出量を総量規制値(2017年度から装置の新設等で総量規制値が変更)の12%に抑制しました。



(4) 揮発性有機化合物(VOC)対策

原油タンクやガソリンタンクは炭化水素ベーパーの蒸発を抑制するため、密閉構造の浮屋根式タンクとしています。

タンクローリーや貨車出荷時に発生するVOCは炭化水素回収装置により88%以上を回収しています。

また、ベンゼンの船出荷時に発生するベンゼンベーパーについては、ベンゼンベーパー回収装置により99.9%以上を回収しています。



浮屋根式ガソリンタンク



炭化水素回収装置

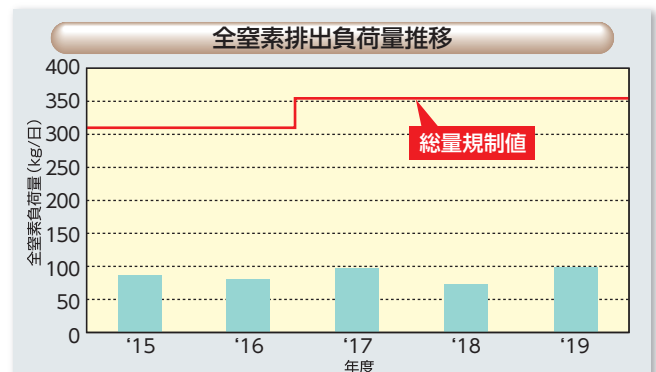
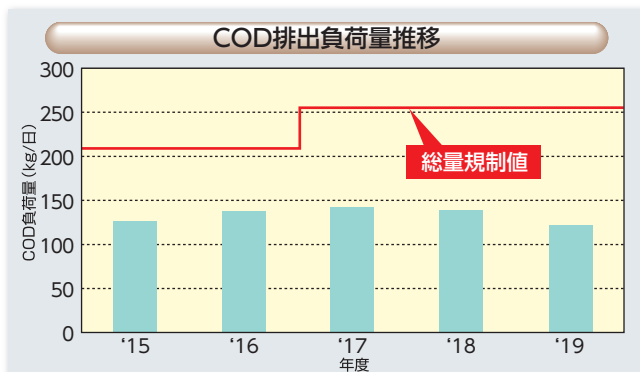


ベンゼンベーパー回収装置

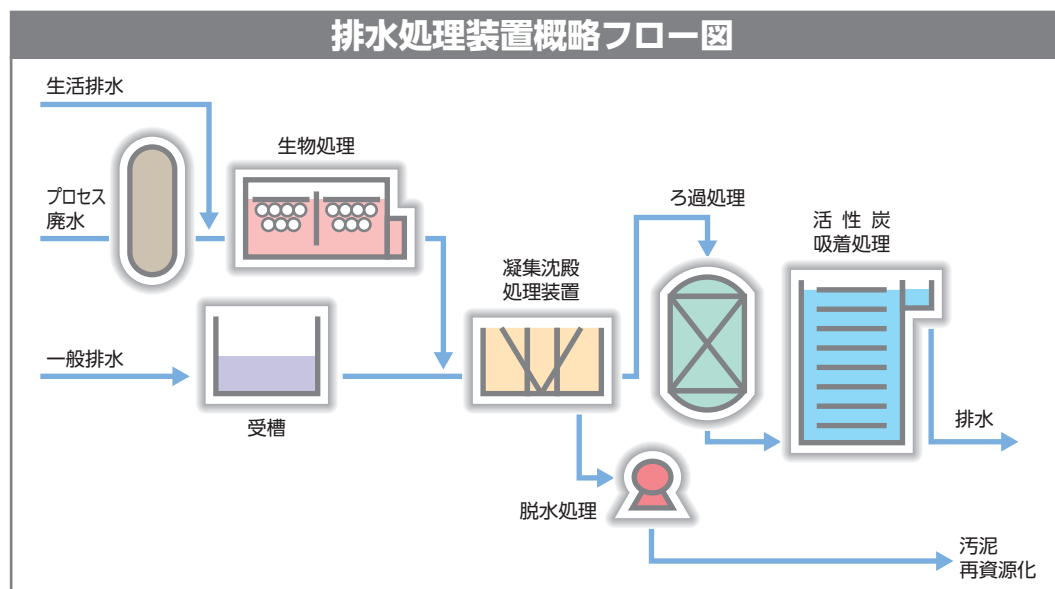
5 水質汚濁防止、水資源の節約 »

製油所内の各廃水は、微生物水処理装置、凝集沈殿処理装置、活性炭吸着処理装置を通して、COD(*注1)、全窒素、全りん、浮遊物質等を総量規制値(2017年度から装置の新設等で総量規制値が変更)より十分低い負荷量に低減し、海に放流しています。

また、当社は千葉県から工業用水を受け入れ、機器の冷却等に使用していますが、全冷却使用量の96%以上を再循環使用し、水資源の節約に努めています。



(*注1) COD: Chemical Oxygen Demand (化学的酸素要求量)



6 化学物質の管理

PRTR法(*注1)の対象となる物質は、当社で25物質あり、2019年度実績では規定取扱量以上の20物質について届け出ています。また、有害化学物質であるベンゼン等については、製造施設の密閉構造化、タンクの内部浮屋根化、船出荷時のベンゼン回収により、大気への排出量の削減を行っています。

改正化審法(*注2)対応として、2019年度の石油製品等に含まれる対象化学物質(優先評価物質、一般化学物質)の生産量等の実績報告を2020年6月に行いました。今後も化学物質の有害性情報の把握およびこれらの適正な報告を行ってまいります。

PRTR第1種指定化学物質 製油所排出・移動量(2019年度)

(単位:t/年)

物質番号	物質名	大気排出量	水域排出量	廃棄物移動量	合計
1	亜鉛の水溶性化合物	0.00	0.38	0.00	0.38
53	エチルベンゼン	0.31	0.00	0.00	0.31
80	キシレン	1.80	0.00	0.00	1.80
83	クメン	0.00	0.00	0.00	0.00
132	コバルト及びその化合物	0.00	0.00	0.00	0.00
154	シクロヘキシルアミン	0.00	0.00	0.00	0.00
207	2,6-ジターシャリープチル-4-クレゾール	0.00	0.00	0.00	0.00
219	ジメチルジスルフィド	0.00	0.00	0.00	0.00
262	テトラクロロエチレン	0.00	0.00	0.00	0.00
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	0.21	0.00	0.00	0.21
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	0.01	0.00	0.00	0.01
300	トルエン	3.60	0.00	0.00	3.60
302	ナフタレン	0.00	0.00	0.00	0.00
308	ニッケル	0.00	0.00	0.00	0.00
321	バナジウム化合物	0.00	0.00	0.00	0.00
392	ノルマル-ヘキサン	47.00	0.00	0.00	47.00
400	ベンゼン	0.60	0.00	0.00	0.60
407	ポリ(オキシエチレン)＝アルキルエーテル	0.00	0.00	0.00	0.00
438	メチルナフタレン	0.02	0.00	0.00	0.02
453	モリブデン及びその化合物	0.00	0.00	0.00	0.00
合計		53.55	0.38	0.00	53.93

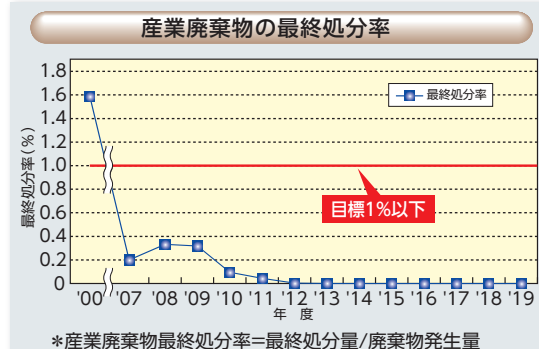
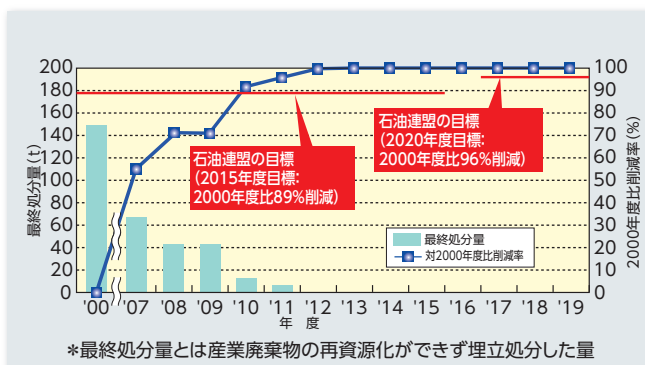
(*注1) PRTR法(Pollutant Release and Transfer Register法:特定化学物質の環境への排出量の把握等および管理の改善の促進に関する法律)とは化学物質の生産、使用、貯蔵の際に、化学物質をどの程度、環境中に排出しているかを登録し化学物質の管理の促進を目的とする法律

(*注2) 化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)とは人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれのある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律

7 廃棄物の削減・リサイクル対策

(1) 産業廃棄物対策

製油所の産業廃棄物としては、排水処理汚泥、廃油、スラッジ、廃触媒、廃酸、廃アルカリ、保温屑、金属屑等があります。石油連盟は産業廃棄物最終処分量の削減目標を2020年度において2000年度比96%程度削減としています。当社は産業廃棄物の減量化と再資源化に向けた努力の結果、2011年度から直接埋め立てゼロを継続しています。また、石油連盟は産業廃棄物最終処分率を1%以下とする(ゼロエミッション)という追加目標を設けて活動中ですが、当社は2012年度から0%を継続しています。



(2) PCB廃棄物対策

PCB廃棄物は、PCB特措法に基づいて適切に保管し、高濃度PCB廃棄物の中で変圧器等は2016年度に処分を完了しました。それ以外の高濃度PCB廃棄物については計画的に処分を行ってまいります。低濃度PCB廃棄物については、2013年から処分を進めており、使用中のPCB含有機器についても順次、更新と適正処理を行っています。

また、千葉県には管理状況を年1回定期的に報告しています。

環境会計

環境会計により、事業活動における環境保全のコストを算出し取り組み状況と成果を確認しております。

2019年度の環境コスト集計結果は、投資額 21.5億円、費用額(減価償却費等)は83.9億円でした。

また、環境保全対策に伴う経済効果は、省エネルギー、リサイクル活動、炭化水素回収等により2.65億円となりました。

(1) 環境コスト

[単位:百万円]

分 類	主な取り組み内容	投資額	費用額
製品品質向上装置等の運転コスト	(1) 軽油・重油環境対応	1,048	2,237
	(2) ガソリン環境対応	394	3,897
環境関連設備の運転コスト	(1) 公害防止コスト(大気・水質・土壌汚染防止)	528	1,494
	(2) 省エネルギー	174	0
	(3) 産業廃棄物処理・リサイクル	0	540
管理活動コスト	環境教育、監視、測定等	6	87
社会活動コスト	自然保護、緑化、景観保持コスト	0	44
環境負荷コスト	環境関係の拠出金等	0	88
合 計		2,150	8,387

(注) 投資額: 2019年度の設備投資額

費用額: 2019年度の減価償却費と維持運営費(修繕維持費等)の合計額

上記の数字は、四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

(2) 環境保全対策に伴う経済効果

[単位:百万円]

分 類	主な取り組み内容	効果額
環境保全対策に伴う経済効果	(1) 省エネルギー(TPM改善含む)	245
	(2) リサイクル活動(スクラップ、ボイラースラグ等)	9
	(3) 環境負荷低減(炭化水素回収)	10
合 計		265

(注) 上記の数字は、四捨五入の関係で合計値が合わない場合があります。

地域社会への貢献・海外技術協力・生物多様性

1 地域社会への貢献

当社は、ボランティア活動として①袖ヶ浦市臨海地区清掃への参加(年間4回)②自主企画清掃活動の実施(年間1回)を行うと共に、③地域行事への積極的参加、④定期修理工事事前説明会等を行い、地域とのコミュニケーションを深めており、2019年8月には袖ヶ浦市の公立保育所のために児童書161冊を寄贈しました。2019年9月の台風15号の際には袖ヶ浦市内で大規模停電が発生し、市内の給油取扱所において消防車両等への給油が困難となる可能性がありました。今後同様の災害が発生した際に、災害時の消防車両等への燃料供給体制の確保のため、袖ヶ浦市と当製油所は2020年3月26日に「災害時における消防車両等への燃料供給に関する協定」を締結致しました。

当製油所は、地域の一員として地域行事に積極的に参加するなど地域との相互理解を深めるとともに、袖ヶ浦市の各種協議会、審議会のメンバーとして地域の経済振興や発展に協力しております。なお、当製油所は、見学・体験を通じて次世代エネルギーに関する県民等の理解を増進することを目的とした施設ネットワークである千葉県次世代エネルギーパークとしても登録されております。



袖ヶ浦市と「災害時における消防車両等への燃料供給に関する協定」を締結



児童書贈呈式の様子

2 海外技術協力

2019年10月4日には、産油国政府の環境関連職員等で構成される視察団が袖ヶ浦製油所を訪れ、当社の環境対策に関わる施設を見学するとともに、当社環境担当者との環境負荷低減に向けた取り組みに関する意見交換を通じて、環境保全に対する知見を深め帰国しました。これらの受け入れは、「(一財)JCCP国際石油・ガス協力機関」の事業に対する協力です。2000年から海外からの研修生を受け入れ、毎年、国際協力・海外技術協力を行っています。



海外各国石油関連企業職員および政府職員

3 生物多様性と環境保全

生物多様性とは多様な生き物が存在し、つながりあって生きている状態のことを指します。

当社は大気環境負荷低減のために脱硫・脱硝設備や省エネルギー機器を、水質環境負荷低減のために排水処理装置をそれぞれ最適に稼働、また廃棄物の発生抑制や、緑化の推進により可能な限り、環境負荷を低減することで生物多様性の保全に寄与したいと考えています。

また、千葉県の環境の保全と再生を目的とする「ちば環境再生基金」に対して当社は2005年以降毎年寄付を行っています。2019年12月には、継続的な貢献に対し「ちば環境再生推進委員会」会長 森田健作千葉県知事より感謝状を授与されました。同基金は毎年実施されている袖ヶ浦市の緑のカーテン講習会の開催費用にも充てられています。2020年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となりましたが、基金の一部が肥料やゴーヤの種などの購入資金に充てられ、小中学校や保育所等に配布されました。



千葉県知事からの感謝状



コーポレート・ガバナンス

当社は、株主・取引先・地域住民の方々等広く社会からの信頼と支持を得られる企業グループとなることを目指し、企業理念や企業行動憲章を定め、グループ全役員一丸となってその実践に取り組んでいます。また、当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、株主・取引先・地域住民の方々等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うべく、コーポレート・ガバナンスの適切な構築・実践を経営の最重要事項の一つと位置付けており、以下の5つの原則をその基本としています。

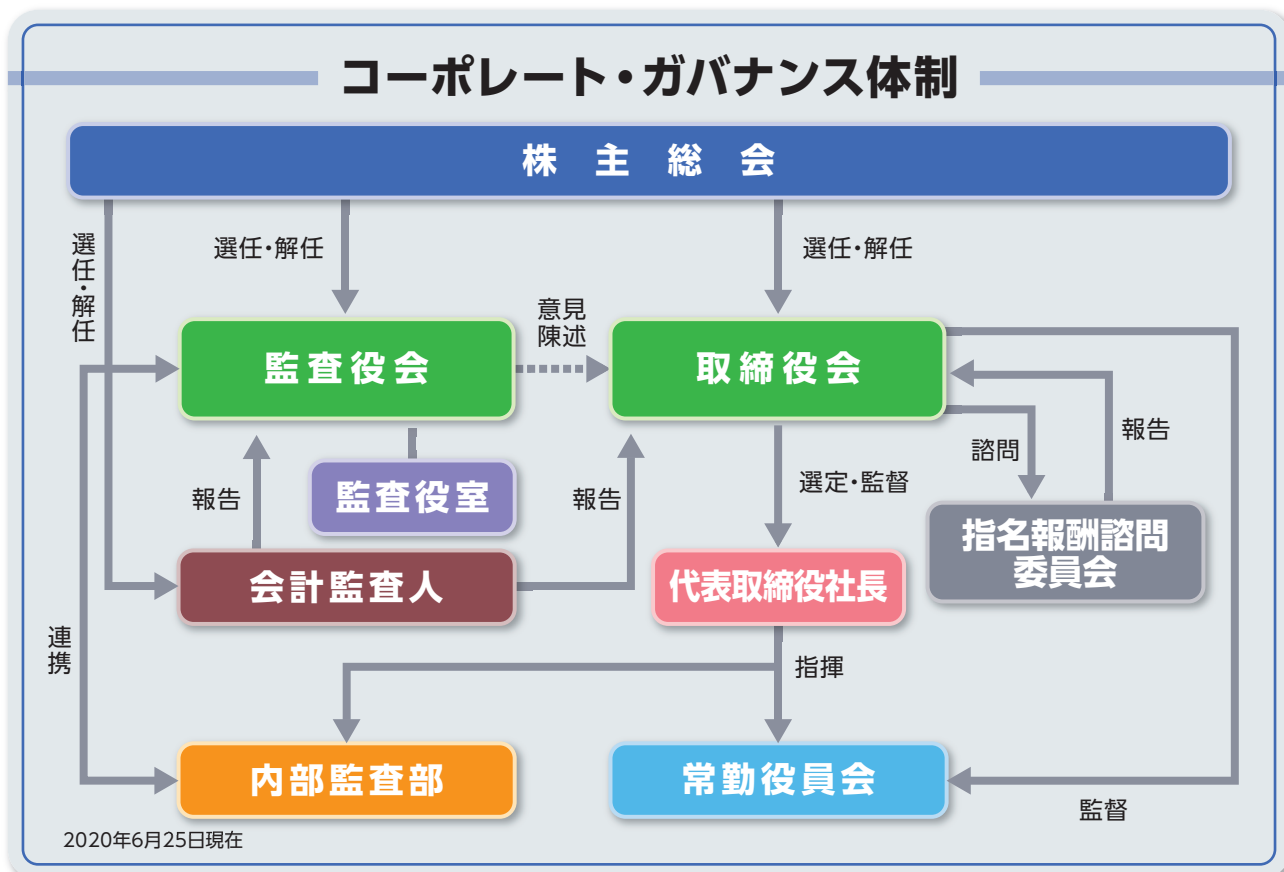
- 1.株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行い、また、株主の実質的な平等性を確保します。
- 2.取引先・従業員・地域住民の方々をはじめとする様々なステークホルダーとの適切な協働に努めます。
- 3.当社の財政状態・経営成績等の財務情報や、経営戦略・経営課題、リスクやガバナンスに係る情報等の非財務情報について、法令に基づく開示を適切に行うとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも積極的に取り組みます。
- 4.当社の取締役会は、企業戦略等の方向性を示し、適切なリスクテイクを支える環境を整備するとともに、経営陣・取締役への実効性の高い監督を行います。
- 5.当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目的とする株主との建設的な対話を積極的に行います。

取締役会は、社外取締役4名を含む12名の取締役で構成し、経営の基本方針、法令・定款に定められた事項やその他経営に関する重要事項の決定、取締役の職務執行の監督を行っています。

執行機関として、取締役社長を議長とし常勤の取締役と監査役で構成する常勤役員会を設置しています。常勤役員会は、取締役会の決定事項に基づく業務執行上の施策についての審議、決定を行うほか、取締役会付議予定事項の審議等を行っています。

監査役会は、独立社外監査役3名を含む4名の監査役で構成し、取締役の業務執行について会計監査人、内部監査部、子会社監査役と緊密な連携を図りつつ、厳正な監査を行っています。

指名報酬諮問委員会は、常勤取締役1名、社外取締役1名、社外監査役1名で構成し、取締役候補者の指名、取締役の報酬等の決定に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的に、取締役会の諮問に基づく事項の審議を行います。



コンプライアンス

当社は、「企業行動憲章」の精神を具現化するために、当社および当社子会社の役職員が職務を遂行するに当たり遵守すべき「富士石油行動基準」を定めています。

また、「企業倫理推進規程」において当社グループの企業倫理推進に係る組織体制および企業倫理施策等の実施・運営の原則を定め、企業倫理施策の推進責任者（CCO）である総務部担当取締役の下、各部門長および従業員代表並びに子会社企業倫理担当者を構成員とする企業倫理委員会を定期的に開催しています。同委員会にて年度ごとに年間重点目標を定め、グループ一丸となって各種の企業倫理推進活動に取り組んでいます。

2019年度は、「ハラスメントのない職場」を年間重点目標に設定し、「アンガーマネジメント」をテーマに専門家による講演会を開催しました。講演会には、グループ各社から多数の役職員が参加するとともに、出席できなかった役職員にはビデオ上映会を行い、具体的な改善方法を学びその実践に努めました。

また、経団連の企業倫理月間に合わせて、10月を当社グループのコンプライアンス強化月間に定め、「ハラスメントのない職場」と題するトップメッセージをグループ全役職員に発信するとともに、企業倫理に係る規程類等を取りまとめた「富士石油グループ企業倫理ハンドブック」を全役職員が再度精読し、年間重点目標を再確認しました。

毎年3月には、グループ各社の社長および企業倫理委員並びに関係役職員が一堂に会して年次総会を開催し、CCOおよび各社社長より、当年度の活動実績および次年度活動計画に係る具体的施策について報告するなど、1年間のグループ企業倫理活動の総まとめを行っています。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により2019年度は電子的な開催としました。

更に、「内部通報規程」を定め、当社グループにおける法令違反行為等の防止および早期発見、自浄作用の機動性向上並びに法令違反行為等の是正を図るとともに、内部通報者等の人権を保護し、当社グループに対する社会的信頼を確保し向上させることに努めています。なお、10月には、社内講師による内部通報制度研修も実施しました。

なお、上記年間重点目標を掲げた「コンプライアンスの誓い」カードを毎年作成し、グループ全役職員が携行しコンプライアンス意識の向上を図っています。

2020年度版

FPC コンプライアンスの誓い

【2020年度年間重点目標】

富士石油企業倫理委員会

私たちは ルールを常に意識し
自らに恥じない誠実な行動をとります

私たちは富士石油グループの一員として

- ①法令や会社諸規則に違反しない行動
 - ②社会道徳や富士石油行動基準に沿った行動
 - ③家族や社会に誇れる行動
- をいつもこころがけています



「アンガーマネジメント」講演会



「内部通報制度」研修



お問い合わせ先

富士石油株式会社 安全環境室

千葉県袖ヶ浦市北袖1番地

TEL.0438-63-7009 FAX.0438-63-7053

<http://www.foc.co.jp/>

発行年月 2020年8月

無断転載を禁止します。

なお、本誌記載内容は、富士石油株のホームページ

(<http://www.foc.co.jp/ja/csr/reports.html>)でもご覧いただけます。



本報告書はエコマーク認定のインキを使用しています。